

財産分与請求調停を申し立てる方へ

1 概要

離婚後、夫婦が婚姻中に協力して取得した財産（共有財産）をどのように分けるかについて話し合いがまとまらない場合には、離婚の時から2年以内に家庭裁判所に調停の申立てをして、財産分与を求めることができます。

調停手続では、申立人（あなた）及び相手方からお話をお聴きしたり、資料を提出していただいたりして、婚姻中に形成された共有財産がどのくらいあるのか、財産の取得や維持に対する貢献度合いはどれくらいなのかなどの事情を把握し、共有財産をどのように分けるのかについて、双方の合意を目指して話し合いを進めます。

話し合いによる解決ができずに調停が終了（不成立）した場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申立てに必要な費用

- 申立手数料・・・収入印紙1200円分
- 連絡用の郵便切手・・・838円分（82円切手：9枚、10円切手：10枚）

3 申立てに必要な書類

裁判所には、次の書類を提出していただくこととなりますが、必ず申立人（あなた）用の控えをとり、調停期日に持参してください。

申立書

※ 申立書は、法律の定めにより相手方に送付することになりますので、裁判所提出分のほかに、相手方用のコピー1通を提出してください。相手方に知られたくない情報（住所など）がある場合には、申立書には記載せず、裏面の「お問い合わせ先」に記載方法をお問い合わせください。

なお、裁判所の窓口には3枚複写の申立書用紙がありますので、ご利用ください。

- 事情説明書
- 連絡先等の届出書
- 非開示の希望に関する申出書（相手方への非開示を希望する書類を提出する場合）
- 進行に関する照会回答書
- 離婚時の夫婦の戸籍謄本（離婚により夫婦の一方が除籍された記載のあるもの）
- 夫婦の財産に関する資料

（例えば、不動産登記事項証明書、固定資産評価額証明書、預金通帳写し又は残高証明書等）
→ 相手方にもコピーを交付します。コピーは2通（裁判所用と相手方用）ご用意ください。

4 申立先

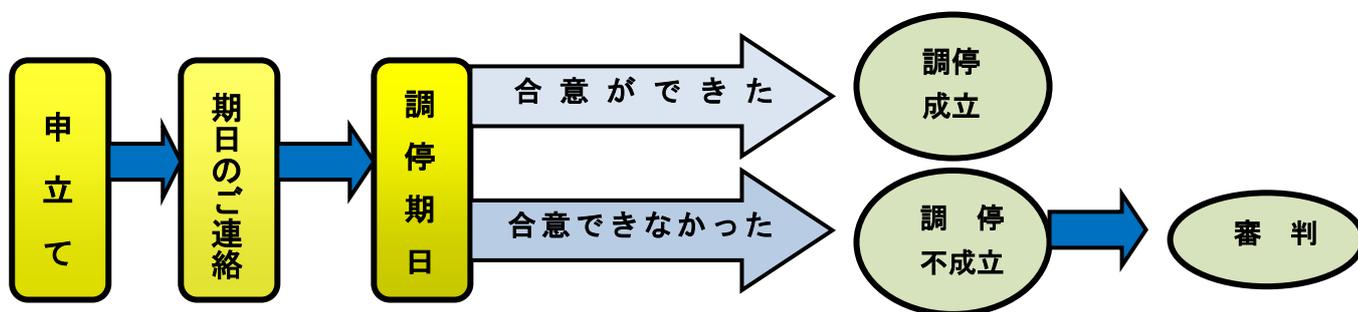
相手方の住所地を管轄する裁判所となります。

ただし、相手方との間で、調停を行う家庭裁判所を合意しており、申立書とともに管轄合意書を提出した場合には、その家庭裁判所でも調停を行うことができます。

※裏面もご覧ください。

5 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は、平日に行われ、1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれの待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室において、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聴きしながら話し合いを進めていくことになります。



6 調停進行中の提出書類

□ 財産分与請求調停は、婚姻中に形成された夫婦の共有財産を明確にした上で話し合いを進める手続です。そのため、申立ての際に提出してもらった資料のほかに、必要に応じて、あなたの言い分を裏付ける資料を提出していただくことがありますので、調停委員の指示にしたがってください。

□ 書類を提出するときは、提出する書類のコピーを2通とり（裁判所用と相手方用）、そのコピーを裁判所に提出してください。調停期日には、裁判所に提出したコピーのもとになった書類を持参してください。

〔例〕預金通帳を提出するときは、預金通帳全部のコピーをとり、コピーは裁判所に提出し、預金通帳の原本は調停期日に持参する。〕

□ 相手方に知られたくない情報（たとえば、源泉徴収票に記載された住所や勤務先名など）がある書類を提出する場合は、マスキング（黒塗り）してください（裁判所用及び相手方用のコピー2通とも同様に作成してください。）。

マスキングできない書類を提出する場合は、「非開示の希望に関する申出書」を提出していただく必要がありますので、調停委員又は担当書記官にその旨お申し出ください。

7 提出された書類の閲覧・謄写（見せたり、コピーさせたりすること）について

相手方から閲覧・謄写の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、提出された書類について、相手方に見せたり、コピーさせたりするのは困るという申し出があっても閲覧・謄写される可能性があります。

また、調停が不成立となり、審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類であっても、審判手続では、あらためて閲覧・謄写の申請があれば、原則として許可されますので、留意してください。

お問い合わせ先

990-8531 山形市旅籠町二丁目4番22号

電話 023-623-9511(代表) 山形家庭裁判所